

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成28年9月8日(2016.9.8)

【公開番号】特開2015-41977(P2015-41977A)

【公開日】平成27年3月2日(2015.3.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-014

【出願番号】特願2013-173595(P2013-173595)

【国際特許分類】

H 04 M 1/00 (2006.01)

【F I】

H 04 M 1/00 V

【手続補正書】

【提出日】平成28年7月22日(2016.7.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

携帯電話のタッチパネルに入力を行う入力用接触ペン部と、携帯電話と近距離無線通信を行う通信部と、前記通信部が受信する音声信号を出力する音声出力部と、前記通信部から送信される音声信号を入力する音声入力部とを有することを特徴とする送受話器。

【請求項2】

前記音声出力部は軟骨伝導部であることを特徴とする請求項1記載の送受話器。

【請求項3】

扁平形状を有し、通話先の文字表示が可能な表示部が前記扁平形状の扁平面に設けられることを特徴とする請求項1または2記載の送受話器。

【請求項4】

通話先記憶部を有し、前記入力用接触ペン部の接触による選択により、前記近距離無線通信部を通じて携帯電話から通話先データを受信して前記記憶部に記憶することを特徴とする請求項1から3のいずれかに記載の送受話器。

【請求項5】

携帯電話のタッチパネルが省電力状態であるとき前記音声出力部および前記音声入力部が能動状態となることを特徴とする請求項1から4のいずれかに記載の送受話器。

【請求項6】

携帯電話のタッチパネルが入力可能状態であるとき前記音声出力部および前記音声入力部を不使用とすることを特徴とする請求項5記載の送受話器。

【請求項7】

携帯電話がテレビ電話状態であるとき前記音声出力部および前記音声入力部が能動状態となることを特徴とする請求項1から7のいずれかに記載の送受話器。

【請求項8】

ペン部と、携帯電話と近距離無線通信を行う通信部と、前記通信部が受信する音声信号を出力する軟骨伝導音声出力部と、前記通信部から送信される音声信号を入力する音声入力部とを有し、扁平形状であって通話先の文字表示が可能な表示部を前記扁平形状の扁平面上に設けたことを特徴とする送受話器。

【請求項9】

ペン部と、携帯電話と近距離無線通信を行う通信部と、前記通信部が受信する音声信号

を出力する軟骨伝導音声出力部と、前記通信部から送信される音声信号を入力する音声入力部と、通話先記憶部を有し、前記近距離無線通信部を通じて携帯電話から通話先データを受信して前記記憶部に記憶することを特徴とする送受話器。

【請求項 10】

ペン部と、携帯電話と近距離無線通信を行う通信部と、前記通信部が受信する音声信号を出力する軟骨伝導音声出力部と、前記通信部から送信される音声信号を入力する音声入力部と、タッチパネルとを有し、前記タッチパネルが省電力状態であるとき前記音声出力部および前記音声入力部が能動状態となることを特徴とする送受話器。

【請求項 11】

ペン部と、携帯電話と近距離無線通信を行う通信部と、前記通信部が受信する音声信号を出力する軟骨伝導音声出力部と、前記通信部から送信される音声信号を入力する音声入力部とを有し、前記携帯電話がテレビ電話状態であるとき前記音声出力部および前記音声入力部が能動状態となることを特徴とする送受話器。